

熊本家庭裁判所委員会（第9回）議事概要

第1 開催日時等

- 1 日 時 平成19年5月24日（木）午後1時10分～午後4時00分
- 2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室
- 3 出席者
（委員） 井上広子，植村照子，小野義美，樺島啓吉，永田英津子，
永留克記，中村俊隆，東健一郎，福島絵美，古川紀美子，
松本孝一郎，山上富蔵，山口博（五十音順）
（事務局等）事務局長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官
- 4 意見交換テーマ
家事調停の在り方について

第2 議事概要

【発言者の略記■：委員長，○：委員，：事務局等】

- 1 開 会
- 2 熊本家庭裁判所長のあいさつ
- 3 当庁における少年の再犯防止に効果的な保護的措置（第5回委員会テーマ）への取組について（報告）

バイク盗再犯防止講習会については，前回の家庭裁判所委員会で「被害を考える会」として取組の経過を報告したが，準備が整い，この5月30日に第1回を開催する予定である。

講習の対象は，原付及び自動二輪等（バイク）の窃盗及び遺失物等横領事件で送致された少年及びその保護者とし，バイクに関する専門家の講話を行うことによって，バイクに関する適切な理解を持たせ，あわせて，被害者の

心情や社会とのつながりを自覚させて罪の意識をかん養し，再非行の防止を図ることを目的としている。

講師は，ホンダセーフティ＆ライディングプラザ九州・交通教育センターレインボー熊本のインストラクターを派遣していただけることとなった。

講師からは，①初めてバイクに乗ったときの気持，②免許取得やバイクを入手するまでの経緯，③バイクに関する仲間との思い出，④事故を起こした経験やその後の経緯，⑤バイクを盗まれた時の気持等を交えて話をしていたき，バイクを大切にしている気持やバイクに対する愛着などを少年及びその保護者に伝えてもらう予定である。

講師の話の後，家庭裁判所調査官が，バイクを盗まれた被害者の気持について話を展開し，被害者の感情を理解させて，再犯の抑止を図ることを意図している。

なお，この講習は，年間４回実施する予定である。

今後，「バイク盗再犯防止教室」の実施状況やその効果を見て，万引等の窃盗事犯についても，「被害を考える会」の実施が可能かどうか検討を続けたいと考えている。

４ 成年後見制度（第６回委員会テーマ）に関する当庁の取組について（報告）

（１） 事件数等の概況

成年後見制度は，平成１２年４月に導入されたが，年々事件が増加しており，平成１７年の後見開始等，保佐開始等，補助開始等及び任意後見契約に関する法律関係の事件数は，全国で合計２万５０００件に達し，平成１１年（約４０００件）の６倍以上となっている。さらに，昨年４月１日に，全国約４４００か所に地域包括支援センターが設置され，同センターが後見等開始の申立支援も業務としていることから，今後は，更なる事件数の増加が見込まれている。

また，これに伴い，後見監督事件の事件数も累積的に増加し，平成１１年の約１２倍（約３万２０００件）に達している。

このような状況に適切に対応すべく、熊本家庭裁判所においては、昨年 4 月に家庭裁判所調査官 2 人、裁判所書記官 1 人からなる後見専門班を立ち上げたところである。

(2) 熊本家庭裁判所における特徴的なこと

昨年 4 月に障害者自立支援法が施行されたことに伴い、県内 7 か所の施設・病院から合計 448 人に関する成年後見等開始の集団申立てがあった。

集団申立ての処理に当たっては、昨年 3 月ころから、事前に施設等へ職員が赴き、成年後見制度に関する説明会を実施したり、当庁で作成した「成年後見手続き案内ビデオ」を貸与し、また、申立書類等については、施設等から各申立人に配布してもらい、施設等で取りまとめた上で、裁判所に提出してもらうようにした。

事件の受付に当たっては、本来、熊本県内の支部や出張所が取り扱う事件についても、本庁で一括し、また、事件の審理に当たっては、いろいろな工夫をした。

このような事件処理を行った結果、集団申立事件の審理期間は、一番早い事件で 4 日程度、平均では、約 1 月前後となり、昨年 6 月には 82.13 日だった成年後見等事件の平均審理期間が、同年 12 月は 49.3 日に短縮された。

(3) 今後の課題

今後も、後見監督事件が累積的に増加し続けることが見込まれるため、引き続き、適正かつ迅速な処理が行えるような執務態勢を構築していく必要があると考えている。

5 憲法週間における無料法律相談の実施について（報告）

憲法週間の行事として、5 月 9 日に県民交流館パレアにおいて、無料法律相談会（弁護士会、法務局、検察庁、地方裁判所、家庭裁判所の共催）を実施したところ、64 人の相談者があった。本委員会でご意見をいただき「無

料法律相談会」と名称を変更する等の改善を行ってから，安定的な成果が上
がっている。

相談内容は延べ８８件のうち，金銭，土地，建物関係等民事が一番多く，
６６パーセント，離婚，相続，親子関係等家事関係が２７パーセントとなっ
ている。離婚に関わる相談も６件あったが，離婚時年金分割制度に関わるも
のは，こちらで把握できた限りではなかった。

６ ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置について（報告）

裁判所庁舎内における救命救急に関する環境整備のため，自動体外式除細
動器（ＡＥＤ）を玄関ホールに整備した。

救助者は，器械の音声に従って，所要のスイッチを押すだけで良く，医学
的知識のない一般の人でも簡単に扱うことができることから，職員のみなら
ず，裁判所内で来庁者が利用することはもとより，裁判所の近隣で不測の事
態が生じた場合等にも一般市民の方々に利用されることを想定している。

ＡＥＤを利用する場合，心肺蘇生を合わせて行うことを期待される場合が
あることから，当庁では，熊本市消防局救急課にお願いして講師を派遣して
いただき，職員を対象とした心肺蘇生とＡＥＤの操作方法についての研修を
実施したところ，講義及び実技指導がわかりやすく，非常時の対処方法のイ
メージを描くことができたと好評だった。今後，不測の事態が生じた場合に，
職員がＡＥＤを活用して的確に対応できるよう，啓発等に努めていきたいと
考えている。

７ 報告事項に対する質疑応答及び意見

- 成年後見等事件の集団申立事件では，候補者がほとんどそのまま後見人
になっているようであり，中には高齢者が後見人となっている例もあるよ
うである。当初，私は後見監督人は必要ないのではないかと考えていたが，
やってみるとかなり細かなサポートを必要とする状況であり，裁判所が全
件の後見人をサポートするのは無理であると実感し，後見監督人はやはり
必要であると思うようになった。また，後見人においても，後見監督人が

必要という意見があるのも実情である。

後見人を監督する立場として裁判所への要望だが、今後、集団申立てがあった場合には、後見人候補者の年齢はしっかり裁判所でチェックしてもらいたい。また、後見監督人を依頼する法人等への事前の情報提供をお願いしたい。

- 集団申立事件で、後見人や後見監督人には誰が選任されているか。

親族が後見人となるケースがほとんどである。後見監督人については、各施設ごとにリーガルサポートなどの法人へお願いしている状況である。

また、ご指摘のとおり、後見人に選任された方の中には高齢者の方もいらっしゃるので、そういった後見人に対してどのようにサポート態勢をとっていくのかについては、裁判所の課題として検討していきたい。

8 「家事調停の在り方について」の意見交換

(1) 家事調停事件の推移等について（説明）

熊本家庭裁判所（県内の支部・出張所を含む。）に申し立てられた家事調停事件の事件数等は、平成16年度に初めて2000件を超え、平成17年度、平成18年度は2000件台をやや下回る件数で推移している。

家事調停事件の内訳としては、婚姻中の夫婦間の事件が最も多く、次いで、養育料請求事件、親権者の指定・変更事件、遺産分割事件の順となっている。

既済事件の平均審理期間（申立てから終局までの期間）は、平成16年度以降は、4か月以下で推移しており、全国平均の審理期間約4.5か月より0.5か月程度短くなっている。

家事調停事件の既済事件に占める成立率は、平成16年度及び平成17年度は50%を超えていたが、昨年度は50%を下回った。

そのようなこともあり、家事調停の一層の充実強化を図るため、「家事調停の進め方」と題する手引書を作成するとともに全調停委員に配布して、今年1月から、手引書に基づき家事調停を進めているところである。その

結果，３月は成立率が５０％をやや下回ったものの，１月及び２月は５０％を超えた。

なお，今年４月から施行された，離婚時年金分割制度に関する事件，「請求すべき按分割合に関する処分等申立事件」の件数は，離婚調停の付随申立てが３件，係属中の離婚調停に付加して申し立てられた件数が１件，離婚訴訟に追加して申し立てられた件数が５件という状況になっている。

(2) 意見交換

「家事調停の在り方」というテーマで意見交換をしていただくが，テーマが漠然としているため，まずは，各委員からご意見やご質問があればお聞かせいただき，ポイントごとに意見交換をしていきたい。

- 調停の成立率が５０％以下であったという現状について，こういった点に原因があるのだろうか。調停の進め方に問題があったのか，社会情勢が影響したのか，そのあたりはどうだろうか。また，この成立率５０％前後という数値は，不成立率や取下率を含めてどう評価すべき数値なのだろうか。
- 成立率が高ければ，それだけでよいのだろうか。何を重視するかということになるが，利用者の満足度や納得度を重視すべきであるという考え方もあるのではないか。
- 離婚の事件で，調停では成立しなかったのに，訴訟になると和解が成立するというケースもあるようだが，調停段階でどのような進め方をしているのか，現状を伺いたい。
- 夫婦関係調整調停事件（離婚調停）の当事者である女性から，調停の際に，男性側の立場に立った考えを調停委員から押しつけられるという趣旨の相談を受けたことがあったが，調停手続の中で当事者双方の意思は十分に反映されているのだろうか。
- 成立率が下がったことを受けて，熊本家庭裁判所の全調停委員へ手引書を配布し，その結果，成立率が上がったとあるが，どんな内容のものだった

たのか興味のあるところで、差支えのない範囲で教えてもらえないだろうか。

- 調停では、弁護士を代理人につけた方が有利なのだろうか。また、弁護士をつけた場合、調停委員の対応も違うということを聞いたことがあるが、実際にそういったことはあるのだろうか。

いろんなご意見やご質問をいただいたが、まず、調停手続の中で、当事者の意思が十分に反映されているのか、弁護士の有無により有利不利があるのかについて、ご意見をいただきたい。

- 結論から言えば、弁護士の有無が有利不利に影響するということはないのではないか。ただ、例えば、慰謝料の話になったとした場合、弁護士は、法的な根拠は勿論だが、この事例では相場がおよそいくらという経験も持っているので、そういった点から話ができるということはある。
- たしかに、弁護士が代理人でいると、当事者間での争点やポイントを的確に摘示される場合もあるので、事件の争点が明確になり、事件を整理しやすいということはある。しかし、弁護士が付いていることで一方の当事者に有利になるということにはならないと思う。
- 実際には、弁護士の有無が有利不利に影響することはないだろうが、当事者から見れば、弁護士のそういった法律に基づいた主張やこれまでの経験は説得力のあるものであろうし、そういったことが弁護士を付けると有利になると当事者には映るのではないだろうか。また、弁護士を相手に調停委員がどう法律問題を解決するのかということも問題となってくるだろう。
- そういった状況を考慮すると、調停手続の中で、調停委員が法律的なことが問題となったときにどう対応するのかということが問題となるが、やはり裁判官の調停への関与の度合いをもっと拡大する必要があるのではないだろうか。
- 裁判官の調停期日における立会状況は、実際にはどうなのか。

- 熊本家庭裁判所本庁では、調停期日に、1人の裁判官が担当する調停は、多いときには10件程度の事件が各調停室で同時に並行して実施されているので、すべての事件に裁判官が常時立ち会っているということはない。
- そういった状況であれば、裁判官と調停委員の意思の疎通のためにも、評議の在り方が非常に重要であると思われるので、その点はしっかりやってもらいたい。
- 調停が非公開手続であるため、調停に関与していない者にとっては、あまり馴染みがないため、事件数や成立率などの数値を示されただけではイメージもわからない。もっと、具体的なケーススタディー的なものを示してもらいたい。

確かに、調停に実際関与していないとイメージしにくいところはあると思うが、熊本家庭裁判所では、模擬調停を実施したこともある。

ところで、当事者から、特に女性当事者から不満があるとのことについては、どうか。

- 調停委員の構成（男女比）は、どうなっているのか。
- 遺産分割などの調停では、専門家を充てるなどの関係で、調停委員の男女比を明確に定めてはいないが、こと離婚調停に関して言えば、調停委員は男女各1人の構成としている。
- 一般的に裁判官と調停委員の評議は、こういった場面でされているのか。
- 裁判官へ期日の結果の報告を行う際に裁判官からの呼びかけにより、今後の方針等を評議することがある。また、特に法律的な判断が必要なときや、当事者への調停案の説明が必要なときなどには、調停委員の方から評議の申入れも行っている。必要に応じて期日の前に評議を行って、期日に備えるということもあるし、難しい事件、例えば遺産分割の事件などでは、裁判官が事件のポイントをメモにし、調停委員へ配布してくれるというケースもある。

ただ、期日当日は、並行して他にも調停事件が10件程度が進行してい

るので、裁判官との評議のために時間待ちする場合もある。

裁判官は、調停期日までに、その期日の事件記録に目を通し、また、調停委員がメモにして残している前日期日での調停の経過を再確認する。そうして、期日前に調停委員との評議が必要かどうか判断しているのが実情である。裁判官は、形式上、調停の場にはいないとしても、事前、事後にきちんと事件の流れを把握しているのが一般である。

当事者から、特に女性当事者から調停の進め方について不満があるという意見があったが、そのような場合には、裁判官が調停の席上で、直接、じっくり話を聴いたり、評議もしっかりやっている。

- 裁判官や調停委員は公正中立に調停に臨んでいるのだけれども、当事者の受け止め方によって、満足や納得が得られない場合もあると思う。

例えば、当事者双方をみたとき、うるさい当事者と大人しい当事者の場合、どうしても大人しい当事者の方を説得しがちになったりしているのではないかと心配している。調停の成立率向上だけを目指すと、そういった点に陥りやすいので注意してもらいたい。

- 当事者を説得するのが調停委員の役割ではないし、そうあってはならないと思う。調停委員は、当事者の話をじっくり時間をかけて聴く姿勢が一番大切であろう。
- 調停委員の価値観を当事者へ一方的に押しつけているように受けとめる当事者もいるため、そういったことがないように調停委員も気を付けなければならないと思う。
- 成立率の向上だけを優先させているようでは、やはり当事者からの苦情は無くならないと思う。また、審理期間も同じことが言え、迅速な裁判が求められているとはいえ、事件の性質や当事者によっては、迅速性を追求したために、かえって当事者の満足や納得を得られない場合もある。
- 調停手続におけるイニシアチブを誰がとって進めるのか、それは、調

停委員なのか，裁判官なのか，当事者なのか。当事者の一方ずつから話を聴くという方法もあり（別席調停），実際にそういった手法が大半を占めているのが実情のようであるが，どうすれば当事者の納得するプロセスになるのかという点を考えたとき，あくまでも問題を解決するのは当事者本人同士であり，直接当事者同士を同席させた上で話をし（同席調停），そういった当事者同士の直接の話し合いをサポートするのが調停委員や裁判官の役割であるという考え方にはならないか。

- 同席調停と別席調停は，当事者のニーズも考えて使い分ける必要もあると思うが，確かに，当事者本人同士で直接話し合い，解決策が見つかれば，当事者の満足や納得を得られると思う。しかし，中には，相手の顔も見たくないという当事者もあり，それはそれで当事者の意向も尊重しなければならないため，同席調停のメリット・デメリットを考慮しながら，調停の進め方を使い分けることがいいのではないだろうか。

全調停委員に対して手引書を配布したところ，成立率が向上したという説明に関連して，委員からこういった内容なのかというご質問があったので，首席書記官から説明する。

昨年１１月に熊本家庭裁判所で，「家事調停の進め方」を作成し，熊本県内の家事調停委員全員に配布したが，内容としては基本的なもので，当事者の意見と裁判所の考え方をいかにして調和させるかという視点から，調停委員の研修会でも日頃から話をしていることを，冊子としてまとめたものである。

具体的な内容の一例として，評議の在り方，当事者からの意見の聴き方，調停成立を焦って調停案を押しつけないなど調停案の示し方，家庭裁判所調査官の活用の仕方などが盛り込まれている。

次に，当事者の満足する，また納得のいく調停であるために，調停はどうあるべきかについて，ご意見をいただきたい。

- いかにして来庁者に満足してもらえるかという視点は必要ではあると

思うが、それがすべてではないような気もする。すべての当事者に満足して裁判所を後にしてもらおうということが理想だろうが、理想は理想として、どこで線を引くかということも考えておく必要はないだろうか。

調停制度の趣旨からすると、調停委員は、当事者に対して、納得できないときには調停案に応じなくてもいいんだということを、最初にきちんと説明し、当事者に対して、そういった制度趣旨を浸透させるよう努力する必要もあると思う。

- 成立率が上がれば満足する当事者も増えるのか、成立率と当事者の満足度は比例するのだろうか。そういった視点からの統計的数値は何かあるか。

調停成立後の当事者の満足度や納得度を統計にしたものはない。

- 不成立でも、裁判所によく話を聴いてもらえたから満足であったという話を聞いたことがある。説得のやり方によっては、当事者の考えなどを否定することにもなりかねないので、その点は注意すべきで、話をまとめようとして当事者の説得に終始し、調停の成立だけを目指すのではなくて、まずは、当事者の話をじっくり聴くようにしている。
- 何をもって当事者の満足とするのか、それが一番難しいのではないか。不成立であっても、調停を申し立てた側からすれば不満は残るだろうが、調停を申し立てられた側からすれば、相手の思い通りにならなくて満足するという場合もあるであろうし、立場によって感じ方も違うと思う。
- 当事者双方が同席して話し合いをし、双方の言い分をじっくり裁判所に聞いてもらえただけでも当事者は満足なのではないか。
- 高齢者の特に男性調停委員のなかには、依然として少なからず男尊女卑的な考え方を持っている人もいるのではないか。私の知っている団体でもそういった傾向が強く、最近では比較的そういった傾向は少なくなってきたのはいるものの、根強い部分が残っていると感じることもある。
- 調停委員は結論を急がず、調停委員が当事者に対して、もう一度家に

帰って、冷静になってからよく考え直したらどうかという対応をしたら、結論が調停成立、不成立のどちらであっても、時間をかけて当事者に考えさせたことで、満足を得られるのではないか。

- 調停手続の後のこと、特に不成立になりそうな場合に、その後のことも、裁判所できちんと説明する必要があると思う。
- 調停が不成立の時でも、当事者が満足するということは、実際にあり得ることなのか。
- 私の経験ではあると思う。
- 裁判所としては、調停の在り方として、「調停成立」と「利用者の満足」のどちらを重視すべきなのだろうかと考えたとき、裁判所が紛争解決機関であることを考慮すると、「調停成立」なのかなとの考え方もできると思う。
- これまでに、利用者の「満足度」と「納得度」が同じ意味のように使われているが、実際には、両者は異なると思われる。例えば、遺言で遺産相続が行われるときなどで、親の遺言なので「納得」はするけれども、「満足」はできないという場合があると思う。

そういった意味で、調停における当事者の満足度、納得度を考えるとき、そのどちらを重視すべきかは難しい問題である。

次に、いわゆる「同席調停」と「別席調停」についてご意見をいただきたい。

- 同席調停の方が話も進むのではないと思われる事件であっても、当事者がそれを望まない場合があったり、感情的になって危険を伴う場合もあり、その対応は難しいと思う。

同席調停をしようとしても、実際には、同席調停ができるケースが多くないのではないかとと思われるが、その点はいかがか。

- 別席調停にもどかしさを感じるがよくあるが、特に離婚調停の場合には、やはりやむを得ないのではないかと感じます。

- せっかく裁判所で行うのであるから，裁判所も家庭裁判所調査官を活用するなどして，当事者双方が同席して話し合うという舞台設定に努力すべきではないか。
- 実際には，家庭裁判所調査官が調停期日に立ち会う事件は，紛争性が高い事件の場合が多い。できるだけ穏やかに調停を進めることができるようにとの配慮をしているものの，最初の調停期日から家庭裁判所調査官に立ち会いを求めるというケースはほとんどない。

当庁が作成した「家事調停の進め方」の中に，調停が円滑に進められない場合に，家庭裁判所調査官はそれをしずめて，理性的な状態で調停に参加できるよう働きかける活動を行うとあるが，それは「心理的調整活動」と呼ばれるものである。

調停の場で冷静になれない当事者への対応策としてのものであり，カウンセリング的なものに当たる。ただ，こういった活動は時間がかかり，態勢の問題もあって，家庭裁判所調査官は，一部の事件に関わっているというのが実情である。

- 人員等の態勢面での問題があるということについては，人員の拡充の必要性があるということで，裁判所側で努力すべきではないのか。そういった面からも，少しでも改善に向けて前へ進めてもらいたい。実際に，熊本家庭裁判所では成年後見専門班の立ち上げに際しては，書記官が増員されたようであり，そういった努力を引き続き行っていただきたい。
- 法曹人口の拡大も含めて，裁判所の人的物的拡充は今後も引き続き必要であると思われるので，ご検討いただきたい。
- 家庭裁判所調査官の活用のほかに，熊本家庭裁判所では，精神科医である医務室技官が常駐しており，医務室技官にも調停に立ち会ってもらい，当事者の精神的なサポートも含めていろんな形で調停手続の運営に関与してもらっている。他の家庭裁判所では，医務室技官が常駐してないところも多く，そういった面では熊本家庭裁判所は恵まれている環境

にあるのではないだろうか。

- 実際に成立した調停で、どれだけの当事者が満足したかという観点から見れば、まずは原則的には同席調停であるべきではないかと思う。
- 当事者同士で心底から話し合いをして成立した調停と、そうしないで成立した調停とを比較すると、当事者の満足度や納得度は大きく変わるのではないだろうか。また、調停委員の考えを押しついたり、調停案を当事者に説得して押しつけようとする、仮に調停が成立したとしても満足度や納得度は低下するであろう。
- 一般的には、最初から最後まで別席調停を行うというケースは非常に少なく、手続の途中で同席調停を取り入れたりする場合が多い。
- 離婚の事件で、調停手続では成立しなかったのに、離婚の訴訟手続になると和解が成立するというケースも増えてきているようであるが、それはどういうことなのだろうか。
- いろんなケースや原因があるので、一概には言えないが、例えば、調停手続でひととおりの話を裁判所に聴いてもらったという過程を経て訴訟になっている背景や、訴訟手続のなかで証拠関係も明らかになり、一方当事者が自分には「分がない」と判断し、折れるというケースもあるのではないだろうか。
- 調停手続では、当事者双方は100%真実を出し合った上で話し合いをするということではないのか。
- 経験的には、やはり自分に不利なことは調停の席でも言わないという当事者は多いと思う。
- そうであれば、調停手続とは、そういったことでいいのかということを考えるべきであろう。

9 次回のテーマ

(1) 提案されたテーマ

ア 家事調停の在り方

本日のテーマである「家事調停の在り方」は、テーマが広範に及ぶものであったため、本日の意見交換だけでは十分ではなかったのではないかという観点から、次回も今回に引き続き同様のテーマとしてはどうか。

イ 少年事件における被害者の視点について

犯罪被害者の権利、保護に関する声が高まり、法整備も行われていること、また、これから熊本家庭裁判所では、少年事件における再犯防止に効果的な保護的措置の一環として「被害を考える会」にも取り組むため、その点についての意見交換を行ってはどうか。

(2) 次回テーマ

この委員会では、家庭裁判所の関係で様々なテーマで意見交換した方が有益であり、今回のテーマが家事関係であったので、次回は少年事件関係のテーマとしてはどうかとの意見もあり、次回テーマを「少年事件における被害者の視点について」とすることで委員全員の了承が得られた。

10 次回期日

平成19年10月31日(水)午後1時10分

11 閉会